

亘理地区行政事務組合人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職の状況

区 分	採用者数 (H26年4月1日)	退職者数 (H26年4月1日～H27年3月31日)				
		定 年	勸 奨	普 通	その他	合 計
一般職	2 人	3 人	0 人	2 人	0 人	5 人 うち再任用 した人数 2 人

(2) 部門別職員数の状況 (平成27年4月1日現在)

区 分	職員数	摘 要
総 務	4 人	
消 防	71 人	
葬 祭	3 人	
合 計	78 人	【84人】

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 【 】内は、条例定数の合計です。

(3) 年齢別職員構成の状況

(平成27年4月1日現在)

区 分	18歳 未満	18歳 ～ 23歳	24歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	15人	22人	5人	6人	17人	1人	6人	4人	2人	78人

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(一般会計決算)

区 分	歳入額	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
平成26年度	千円 627,704	千円 615,678	千円 12,026	千円 527,179	% 85.6

(2) 職員給与費の状況(一般会計予算)

区 分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
平成27年度	人 78	千円 241,064	千円 72,444	千円 88,170	千円 401,678	千円 5,150

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 給与費は当初予算に計上された額です。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成27年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
行政職	51.2 歳	326,150 円	398,235 円
消防職	34.1 歳	251,780 円	311,367 円
労務職	43.3 歳	218,167 円	250,737 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、4月1日現在における各区分ごとの職員の基本給の平均額です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(4) 職員の初任給の状況

(平成27年4月1日現在)

区 分	巨理地区行政事務組合	国
一般行政職	大 学 卒	174,200 円
	短 大 卒	154,800 円
	高 校 卒	142,100 円

(5) 一般行政職及び消防職の級別職員数の状況

(平成27年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事(主事補)、消防士、消防副士長	28 人	37.3 %
2級	主事、消防士長	14 人	18.7 %
3級	係長(主査)、消防司令補	14 人	18.7 %
4級	課長補佐(副参事)、係長	6 人	8.0 %
5級	課長(参事)、署長、課長補佐	12 人	16.0 %
6級	事務局長、課長、消防長、署長	1 人	1.3 %

(注) 1 給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(6) 期末手当・勤勉手当の状況

(平成27年4月1日現在)

亘理地区行政事務組合			国		
一人当たり平均支給額(26年度)			—		
1,170 千円					
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
6月期	1.225 月分	0.75 月分	6月期	1.225 月分	0.75 月分
12月期	1.375 月分	0.75 月分	12月期	1.375 月分	0.75 月分
計	2.6 月分	1.5 月分	計	2.6 月分	1.5 月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置あり。			職制上の段階、職務の級等による加算措置あり。		

(7) 退職手当の状況

(平成27年4月1日現在)

亘理地区行政事務組合			国		
	自己都合	勸奨・定年		自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分

(注) 退職手当は、県内の市町村などで組織する宮城県市町村職員退職手当組合の退職手当条例により支給されます。

(8) 特殊勤務手当の状況

(平成27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)		1,741 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		23,845 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)		93.6 %	
手当の種類(手当数)		7	
手当名	主な支給対象職員	支給基準	支給金額
火葬業務従事手当	葬祭場職員	1日につき	300 円
水火災・救助出動手当	消防職員	1件につき	300 円
救急・救急支援出動手当	救急隊長及び救命士	1件につき	300 円
	上記以外の職員	1件につき	200 円
	救急支援活動従事職員	1件につき	150 円
救命士高度処置手当	救急救命士	1件につき	1,000 円
潜水業務手当	潜水士	1日につき	1,000 円
機関員手当	緊急車両運転手	普通車	50 円
		中型車以上	100 円

(9) 時間外勤務手当の支給状況

支給実績（26年度決算）	12,993 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	203 千円

(10) その他の手当の状況

(平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円	同じ		9,504 千円	257 千円
住居手当	借家・借間に居住している職員 ①月額23,000円以下の家賃 家賃 - 12,000円 = 支給額 ②月額23,000円を超える家賃 (家賃 - 23,000円) ÷ 2 + 11,000円 = 支給額 ※27,000円を限度	同じ		3,638 千円	303 千円
通勤手当	交通機関利用 月額 55,000円を限度 自動車等利用 月額 2,000円～31,600円	同じ		4,377 千円	71 千円
管理職手当	事務局長・消防長 54,000円 課長職 49,800円 参事職 39,700円	異なる	左記 最高額 139,300 円	7,349 千円	525 千円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

(平成27年4月1日現在)

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	勤務時間			週休日
		開始時間	終了時間	休憩時間	
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	12時00分 ） 13時00分	土曜日 日曜日

(注) 交替勤務者を除く

(2) 休暇

イ 年次有給休暇 (平成26年1月1日～平成26年12月31日)

付与日数	20 日
平均取得日数	10.4 日

ロ 病気休暇

取得人数	2 人
------	-----

ハ 介護休暇

取得人数	0 人
------	-----

(3) 育児休業

取得人数	0 人
------	-----

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 処分事由別分限処分数

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務成績が良くない場合					
心身の故障の場合					
職に必要な適格性を欠く場合					
職制等の改廃により過員等を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
条例に定める事由による場合					
合 計					

(2) 処分事由別懲戒処分数

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
法令違反		1 人			1 人
職務上の義務違反、又は怠慢					
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行			1 人		1 人
合 計		1 人	1 人		2 人

5 職員のサービスの状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条では、サービスの根本基準として、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、次のようなサービス上の強い制約を課しています。

- イ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(同法第32条)
- ロ 信用失墜行為の禁止(同法第33条)
- ハ 秘密を守る義務(同法第34条)
- ニ 職務に専念する義務(同法第35条)
- ホ 政治的行為の制限(同法第36条)
- ヘ 争議行為等の禁止(同法第37条)
- ト 営利企業等の従事制限(同法第38条)

(2) 職務専念義務免除の状況

免 除 の 事 由	承認件数
研修を受ける場合	0 件
厚生に関する計画の実施に参加する場合	6 件
運転免許更新	0 件
他の公共団体の機関、学校その他の団体等から文書による依頼を受けて講演、講義、審判委員等を行う場合	0 件
健康診断及び人間ドック受診に必要な時間	3 件

(注) 職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務がありますが(地方公務員法第35条)、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。

(3) 営利企業等の従事許可の状況

区 分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事の許可申請	0 件	0 件

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修状況

研 修 名	研修先	修了者数
消防大学校火災調査科	総務省消防庁消防大学校	1 人
消防学校初任総合教育	宮城県消防学校	2 人
消防学校専科・幹部・特別教育	宮城県消防学校	5 人
救急救命士養成課程研修	救急救命東京研修所	2 人
条例・規則作成研修(基礎)	宮城県市町村職員研修所	1 人
契約事務研修	宮城県市町村職員研修所	1 人
給与制度等研修会	宮城県市町村職員研修所	1 人
財政担当職員研修会	宮城県市町村職員研修所	1 人
行政法講座	宮城県市町村職員研修所	1 人
クレーム対応研修	宮城県市町村職員研修所	1 人
メガトレンドセミナー	宮城県市町村職員研修所	1 人
管理者研修 I	宮城県市町村職員研修所	2 人
OA研修(Word2007応用)	宮城県市町村職員研修所	4 人
OA研修(Excel2007応用)	宮城県市町村職員研修所	3 人

(2) 勤務成績の評定

未実施であるが、勤務日数等の確認及び分限・懲戒処分者の勤務成績を確認し、昇給・昇格の判断をしています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済制度

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は宮城県市町村職員共済組合です。

加入団体名	事業の概要
宮城県市町村職員共済組合	<p>【短期給付事業】 病気・ケガ、出産、休業、災害、死亡などの際に、職員とその家族に医療や現金などの必要な給付を行う。</p> <p>【長期給付事業】 職員の退職、障害、死亡の際に、年金や一時金の給付を行う。</p> <p>【福祉事業】 健康保持増進事業(健康診査など)や保養所の運営、また住宅資金等の貸し付けなどを行う。</p>

(2) 職員健康管理の状況

区分	内容	受診者数
健康診断	人間ドック受診者を除いた、全職員を対象として実施	64人

(3) 公務災害補償制度

加入団体名	認定件数	
地方公務員災害補償基金宮城県支部	公務災害	
	通勤災害	1件